|  |  |
| --- | --- |
| 　平成　27年　　月　　日　　時　　分　受理 | 受付順位 |
|  |  |
| 提出者に対する質疑通告書　藤枝市議会議長　　薮崎　幸裕　様藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞　 |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 |
| 第8号議案平成27年度藤枝市介護保険特別会計予算 | 来年度からさらに保険料が値上げとなることに関して（基準額で4690円から4980円に）①今予算段階で、介護給付費準備基金残高の見込みがいくらであり、来年度から3年間の第6次介護プラン実施期間中その全てを保険料軽減のために取り崩して活用するか。②補正予算で出される予定の国予算「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の活用は、介護用品の購入や入浴回数の増加、ホームヘルプの時間延長、病院施設の付き添い送迎など追加サービスを購入する商品券などに活用も可能である。値上げに対し、こうした活用を行うべきではないか。③今回の値上げ（第6期）は制度が始まった第1期（2000年～2002年）当時と比べると2600円も値上がりしている（平均基準額）。そろそろ一般会計からの法定外繰り入れを視野に入れ実行に移すべきではないのか。④保険料の算定基準は自治事務であるが、低所得者には原則の基準にとどまらず減免措置を講じるべきではないか。愛知県刈谷市は５期の計画で第１段階（生活保護、市民税非課税世帯）は基準額×０・１（本市は０・５）第２段階（合計所得金額８０万以下）は基準額×０・３（本市は０・５）以上、市としてやれるだけのことはこれだけあるが、これらをどのように検討し、今回の値上げとなっているか。 |